

平成 29 年度の意見募集でいただいた

ご意見に対する回答一覧

(電源 I 〃 廠気象対応調整力)

関西電力株式会社

電力流通事業本部

目 次

(1)	電源 I 〱 廠気象対応調整力募集要綱 (案)・契約書 (案)	P1~P44
-----	---	--------

番号	該当箇所	意見	回答
1	<p>電源 I ʼ 廠気象対応調整力募集要綱（案）第 8 章 1.（11）</p>	<p>対象：電源 I ʼ 廠気象対応調整力募集要綱 ペナルティの具体的な算出例：ペナルティの仕組み・計算方法を今ひとつ理解できていないため、具体的な算出例を「①年間基本料金＝10,000 円/kW と②契約電力＝100MW」を用いて、停止割戻料金・超過停止割戻料金それぞれご教示いただきたい。</p>	<p>（本意見については、昨年度 10 月の公募以降に頂いたご意見ですが、今年度の意見募集への回答とあわせて今年度の調整力募集要綱に沿ってご回答いたします。） 要綱に記載のとおり、停止割戻料金は以下の式で算出します。 停止割戻料金 = 停止割戻対象時間 × 1.5 ÷ ((暦日数 - 停止可能日数) × 11 時間) × 基本料金 なお、今年度は契約期間が H30.7～H31.3 の 9 ヶ月間（274 日）となっており、暦日数を 274 日、停止可能日数を 158 日と仮定し、ある日の 15 時に設備トラブルが発生し、電源 I ʼ 廠気象対応調整力の全部または一部が当社に提供できなくなったと仮定します。その場合、停止割戻対象時間は 20 時-15 時 = 5 時間で求められ、基本料金は容量料金 (= 10,000 円/kW) × 契約電力 (= 100,000kW) より、10 億円と求められます。以上より、上記の場合の停止割戻料金は、停止割戻対象時間 (5 時間) × 1.5 ÷ ((暦日数 (274 日) - 停止可能日数 (158 日)) × 11 時間) × 基本料金 (10 億円) より約 588 万円となります。 もし、事前に電源 I ʼ 廠気象対応調整力の一部供出可能（ここでは例として半分の 50MW）であることを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合は、停止割戻対象時間を修正します。修正後の停止割戻対象時間は、修正前の停止割戻時間 (5 時間) × (電源 I ʼ 廠気象対応調整力契約電力 (100MW) - 申し出いただいた一部供出電力 (50MW)) ÷ 電源 I ʼ 廠気象対応調整力契約電力 (100MW) より、2.5 時間と求まり、修正後の停止割戻料金は、修正後の停止割戻対象時間 (2.5 時間) × 1.5 ÷ ((暦日数 (274 日) - 停止可能日数 (158 日)) × 11 時間) × 基本料金 (10 億円) より約 294 万円と求まります。 超過停止割戻料金は以下の式で算出します。 超過停止割戻料金 = (停止日数 - 停止可能日数) ÷ (暦日数 - 停止可能日数) × 基本料金 暦日数を 274 日、年度停止可能日数を 158 日と仮定し、1 年間に停止した合計日数（ただし、上記の停止割戻料金の対象となった日は除きます。）が 163 日であったと仮定すると、上記の場合の超過停止割戻料金は、(停止日数 (163 日) - 停止可能日数 (158 日)) ÷ (暦日数 (274 日) - 停止可能日数 (158 日)) × 基本料金 (10 億円) より 4,310 万円となります。 もし、停止した日数のうちの 5 日間について、事前に電源 I ʼ 廠気象対応調整力の一部（ここでは例として半分の 50MW）供出可能であることを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合は、停止日数を修正します。修正後の停止日数は、修正前の停止日数 (5 日) × (電源 I ʼ 廠気象対応調整力契約電力 (100MW) - 申し出いただいた一部供出電力 (50MW)) ÷ 電源 I ʼ 廠気象対応調整力契約電力 (100MW) より、2.5 日と求まり、修正後の停止割戻料金は、(停止日数 (160.5 日) - 停止可能日数 (158 日)) ÷ (暦日数 (274 日) - 停止可能日数 (158 日)) × 基本料金 (10 億円) より 2,155 万円となります。</p>

2	電源 I ʼ 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 第 5 章 1. (7)	<p>上限価格の設定：上限価格は事前に公表していただきたい。事前に公表することで、応札できない電源については入札を諦め、応札を試みる電源については上限価格以下の価格領域での競争が活性化され、効率的かつ活発な応札により調達コストが安くなる可能性も十分にありえる。また調達側である送配電事業者の視点から考えると、事前に決められた価格帯での対応となるため、事務的な作業も減り全体的に効率的である。</p>	<p>(本意見については、昨年度 10 月の公募以降に頂いたご意見ですが、今年度の意見募集への回答とあわせて今年度の調整力募集要綱に沿ってご回答いたします。)</p> <p>公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。</p>
3	電源 I ʼ 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 第 5 章 1. (3)	<p>需要家リストの提出タイミングについて： 新設電源に関して下記の通り記述がある。 (3) 対象電源等 八 (p.12) ※ 応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号の送受信を開始していない電源等 (オンライン条件で応札された電源等に限りま す。) の場合、電源 I ʼ 厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要 な対応工事・試験が完了していることが必要です。</p> <p>DR の容量は技術・運用の要綱が明確にならないと構築することはできず、具体的な価格帯等を含む詳細な要綱が確認できたうえで、需要家の獲得を 4 週間以上かけてするのが通常であり、新設電源と同様に扱われ、上記の様に「電源 I ʼ 厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要 な対応工事・試験」を設けて、需要家リスト提出のタイミングを 3 月までに延期していただきたい。落札価格を知らないまま需要家調達を実施することは、ネガワット全体の調達コスト高にもつながりかねない。現状のままだと、新設電源にも関わらず、「発電」と「ネガワット」間で公平・平等な条件設定になっていないのではないか。</p>	<p>本意見については、昨年度 10 月の公募以降に頂いたご意見ですが、今年度の意見募集への回答とあわせて今年度の調整力募集要綱に沿ってご回答いたします。)</p> <p>第 19 回 制度設計専門会合 (資料 3-1) にてご説明させていただきましたように、当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。</p> <p>今年度の公募は、公募前の早い時点 (7 月 10 日) で告知を行うなど、応札事業者が十分な準備期間を確保できるようにしております。また、需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。</p> <p>なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ʼ 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)</p> <p>また、昨年度の落札結果については HP で公表しておりますので、ご参照ください。</p> <p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、特定の電源種を優遇することのないよう、ポジワット (発電設備を活用した調整力の提供) とネガワット (負荷設備を活用した調整力の提供) は同等に扱うこととしております。</p>
4	電源 I ʼ 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 様式 3 - 3	<p>また他社電力のように、需要家リストの 2 回提出することを容認いただきたい。1 回目の提出でどのくらいの需要家が確保されているのかを確認する重要性は十分に納得できるが、来年度 4 月の電源 I ʼ 厳気象対応調整力提供期間前に 2 回目の提出期限を設けることはネガワットを提供するアグリゲータ事業者・調達する送配電事業者双方にとって利益があると考え、契約容量に関連したペナルティを設けることで、アグリゲータ事業者には約束した容量を提供しようとするインセンティブが働き、送配電事業者にとっては 2 次募集等による追加調達を回避することができる。</p>	<p>(本意見については、昨年度 10 月の公募以降に頂いたご意見ですが、今年度の意見募集への回答とあわせて今年度の調整力募集要綱に沿ってご回答いたします。)</p> <p>第 19 回 制度設計専門会合 (資料 3-1) にてご説明させていただきましたように、当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。</p> <p>今年度の公募は、公募前の早い時点 (7 月 10 日) で告知を行うなど、応札事業者が十分な準備期間を確保できるようにしております。また、需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。</p> <p>なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ʼ 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)</p>

5	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案) (DR) 第5章 2. (4)	<p>H29年度より、弊社ではオンライン指令にも対応可能なように設備対応を取る予定でしたが、現在もなお「簡易指令システム」の設備仕様は検討中である、と拝見しました。かつ、オフラインによる入札数を最大10箇所制限されてしまえば、弊社も入札に向けた対応のしようがありません。そこで、最大10箇所という枠を除くことはできないでしょうか？</p>	<p>電源Ⅰ' 厳気象対応調整力、電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力は運用者の繁雑さを考慮し、原則、専用線または簡易指令システムを導入したオンラインに一本化したいと考えており、経過措置として、運用に支障をきたすことのない範囲で最大10箇所と設定しております。</p> <p>また、簡易指令システムについては、バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討を進めている共通基盤システムの仕様を採用する予定です。当実証事業の現時点の検討状況について当社ホームページでもご紹介しております。</p> <p>弊社ホームページ 調整力の公募の概要 リンク</p> <p>< http://www.kepco.co.jp/corporate/partner/reserve/index.html#index03></p>
6	電源Ⅰ周波数調整力募集要綱(案)・電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱(案)・電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	<p>高浜3、4号稼働、今後予定される大飯3、4号稼働によって、公募容量、調整力発動の定性的な影響について提示することは可能でしょうか。</p>	<p>募集容量については電源Ⅰは需要想定誤差や電源脱落等を考慮し算定、電源Ⅰ'は厳気象と平年並み気象の供給力差分を考慮し算定していること、調整力発動については時々刻々変化する需給状況により左右されることから、電源の稼働による影響度合いについて定性的にお示しすることができません。</p>
7	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案) 第9章3.	<p>電源Ⅰ' 厳気象調整力の機能の確認・試験で、制御試験にて調整指令に対する調整量の確認を行った実績はあるでしょうか。弊方は、DRにおける調整力供出を考慮しており、制御試験が実施された場合の影響が大きく、応札検討の大きなハードルになっています。</p>	<p>実績については事業者との契約に関する事項のため、回答は差し控させていただきます。</p> <p>DRを活用して契約を希望される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績等のエビデンスをご用意ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出いただきます。</p> <p>上記に掲げるエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあるとさせていただきます。具体的省略の可否については、応札時(および契約協議の中で追加で)ご提出いただける書類等の内容を踏まえ判断させていただきます。</p> <p>調整力発動試験については、その詳細な時期や方法(確認項目・内容等)について別途協議・取決めのうえ、契約前に実施させていただきます。</p>
8	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案) 第8章1. (10)	<p>・第8章1(10)停止日数において、契約電源等が指令に追従できなかった場合、当該指令の期間について計画外停止と同等に取り扱うことになっているが、その場合においても年間発動回数にカウントされるのか。</p>	<p>電源Ⅰ' 厳気象対応調整力においては、当社の指令に応じて調整力を供出いただくこととしていることから、年間発動回数にカウントします。</p>
9	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案) 第9章4. (1)	<p>・第9章4(1)オンライン指令において、簡易指令システムについては契約者の費用負担にて設置することになっているが、この設置費用の規模はどの程度か。</p>	<p>契約者による設置費用概算は、インフラ環境等により費用が増減するため、費用負担の範囲や負担額、工事施工区分等詳細については協議させていただきますので、個別に問合せをお願いします。また、簡易指令システムについては、バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討を進めている共通基盤システムの仕様を採用する予定です。当実証事業の現時点の検討状況について当社ホームページでもご紹介しております。</p> <p>弊社ホームページ 調整力の公募の概要 リンク</p> <p>< http://www.kepco.co.jp/corporate/partner/reserve/index.html#index03></p>

10	<p>電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 (案) P36 第 8 章 1. (1) □ (二)</p>	<p>(原案) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。 (※要望) 調整力公募期間中および期間後を含み、本件に係る業務量の増大とならないような仕組みを要望したい。また、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等の供給力確保の問題解決にあたっては、アグリゲータの需要家獲得阻害とならないよう、送配電事業者や第三者等による調整がなされる仕組み等を要望したい。 【理由】 調整力公募期間中および期間後を含み、本件に係る業務量の増大とならないような仕組みを要望したい。また、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等の供給力確保の問題解決にあたっては、アグリゲータの需要家獲得阻害とならないよう、送配電事業者や第三者等による調整がなされる仕組み等を要望したいため。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワットガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売 X の需要家に対する小売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売 X とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するため、ネガワット事業者が小売 X に対して支払う調整金 (ネガワット調整金) について契約において規定する必要がある。」とされているとおり、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。</p>
11	<p>電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 (案) P3 第 2 章 1. (11)</p>	<p>(原案) 第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。 (質問) 譲渡対象となる落札案件の内容には変更は生じないという前提で、落札者が第三者へ譲渡する際の交渉及び関連する条件 (例: 落札者が応札準備に要したコスト等を考慮した譲渡費用等) は、両者間の協議に委ねられるという理解でよいか。</p>	<p>ご意見に例としてご記載のような内容については、両者間で協議して調整いただくものと考えられますが、契約書に「(契約の承継) 第 17 条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に係りのある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。」と記載のとおり、予め相手方 (当社) の承認を得ていただく必要があります。</p>
12	<p>電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 (案) P11 第 4 章 募集スケジュール</p>	<p>(原案) ③入札募集期間 10/●～10/● (修正案) ③入札募集期間 10/●～11/30 【理由】 需要家獲得のための営業期間をできるだけ長くとれるように、前年度と同程度の締切となるようご配慮いただきたい。</p>	<p>需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えておりますので、12月19日までの入札募集といたします。 今年度の公募は、公募前の早い時点 (7月10日) で告知を行うなど、応札事業者が十分な準備期間を確保できるようにしております。また、需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)</p>
13	<p>電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 (案) P11 第 4 章 1.</p>	<p>(原案) ③入札募集 …入札書を作成し、10/●までに応札してください。 (修正案) ③入札募集 …入札書を作成し、11/30までに応札してください。 【理由】 応札時に需要家を確保しておく必要があるため、需要家獲得の期間を十分に確保できるようご配慮いただきたい。最低でも、応札締切を前年度と同様の時期に後ろ倒ししていただきたい。</p>	<p>需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えておりますので、12月19日までの入札募集といたします。 今年度の公募は、公募前の早い時点 (7月10日) で告知を行うなど、応札事業者が十分な準備期間を確保できるようにしております。また、需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)</p>

14	電源 I ' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P14 第 5 章 1. (4)	調整力募集全般においてポジワットとネガワットで混成された申請を認めていただきたいです。	「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」についての指針（経済産業省）にも、「原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける」、「自らの燃料費等のコストを勘案した電力量（kWh）価格を一般送配電事業者に申し込む」と記載されているとおり、調整力（kW）契約金額や（kWh）申出単価については、それぞれ年間の固定費や燃料費等のコストが勘案されていること、ならびにその透明性が高いことが必要であると認識していることから、ポジワットについてはユニット毎の応札とし、ネガワットとは混成しない（ネガワットは別応札とする）こととして下さい。
15	電源 I ' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P14 第 5 章 1. (4)	<p>（原案）複数の応札者が同一の設備（需要家）を重複して用い、応札していることが判明している場合、当該設備（需要家）を用いた全応札に対し、当該設備（需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。</p> <p>（修正案）追記：ただし、複数の応札者による同一の設備（需要家）の重複応札が、応札する事業者の責とならない事由で判明し、契約電力が設備容量を超過した場合、別途代替設備（需要家）につき各応札者と協議し、必要に応じて契約電力を修正することとする。このとき、遅くとも夏季までに代替設備（需要家）の確保が確実と判断された場合、契約電力を変更しないこととする。なお、応札時に複数の事業者と応札を試みた同一の設備（需要家）は、平成 30 年度の電源 I ' 廠気象調整力の電源等対象外とする。</p> <p>【理由】需要家の観点では、DR 事業者が支払う「価格」が契約の際の重要な判断基準になり、「価格」は落札後に確定することになる。したがって、事業者側から「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載禁止」の旨を説明していても、落札結果が出て「価格」が確定した段階でより魅力的な DR 事業者を選ぼうとする可能性もある。落札価格が確定するまで待つために、ある事業者と契約交渉をしていることを他の事業者に開示せず、結果的に応札時に複数の DR 事業者のリストに同一需要家が重複する可能性もある。</p> <p>上記のように、「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載」が応札する事業者の責でないと判明した場合は、まず代替可能な需要家があるのか、夏季までに確保できるのかも含め、協議する機会をいただきたい。その上で追加供出が確認できない場合は、応札案件を無効にするのではなく、当該同一需要家分の容量を差し引いた契約電力での応札としていただきたい。（契約電力の修正は、別項の調整契約電力でも認められているため）</p>	<p>当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をいただき、確実に供出できる調整力を電源 I ' 廠気象対応調整力契約電力として応札して下さい。</p> <p>当社としては、7 月からの契約期間において、電源 I ' 廠気象対応調整力を公募しており、応札時点において契約電力の供出の妥当性が確認できない場合、公募の透明性にも鑑み、当該応札は無効とさせていただきます。</p> <p>アグリゲータと需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。</p> <p>アグリゲータは電源 I ' 廠気象対応調整力募集要綱 第 8 章 1. (1) に記載の要件を満たしていただきます。</p> <p>（複数の応札者が同一の設備（または需要家）を用いて応札され、当該設備（または需要家）から供出される、それらの供出電力（kW）の合計値が、当該設備（または需要家）の設備容量を超過する場合、当該設備（または需要家）を用い応札した全応札者に対し当該設備（または需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。アグリゲータにおかれましては、上記内容についてあらかじめ需要家にご説明いただき、需要家によくご理解いただくとともに、このような重複が発生しないように事前に十分ご確認いただいたうえで、応札してください。）</p> <p>調整契約電力は落札案件の選定にあたり、電源 I ' 廠気象対応調整力要綱 第 7 章 3. ステップ 4 の後段において、調達費用を最小とする観点から、契約電力の一部切出しに応じていただける案件の切出し可能電力のことを指し、応札時に申し出いただくものであって、応札後の契約電力の修正を意味するものではありません。</p>
16		（質問）異なる応札者が、同一の需要家施設における別の設備（例えば自家発 A と自家発 B）を分けて応札した場合の取り扱いをご教示いただきたい。	異なる応札者が、同一の需要家施設における別の設備（例えば自家発 A と自家発 B）を分けて応札することも可能ですが、それぞれの供出電力（kW）の合計値が、当該設備の設備容量を超過するものでないこと、それらが明確に区分できること、それぞれの計量が明確に区分できるよう、様式 3-3「具体的供出方法」や「電源設備または負荷設備の仕様」に具体的に記載してください。

17	<p>電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P14 第 5 章 1. (4) 八</p>	<p>(原案) …30 分計量の可否等 (修正案) ただし、当社託送供給等約款にもとづく計量器が電源 I ' 運用に適合していない場合、別途協議の上アグリゲータが任意で設置するサブメーターで代替することも可能とする。 【理由・質問】需要家のネガワット供出可否を判断する際に、30 分電力量のデータは必須になるが、30 分計量に対応していないメーターが設置されている需要家や、一つの計量器に複数の事業者施設が関与している場合、具体的にどういったエビデンスをもって電源 I ' の供出可否を判断し、応札時に需要家確保とすればいいのをご教示いただきたい。 また、実際の運用において当該需要家が発動された場合、アグリゲーターが設置するサブメーターが計量する電力量データの採用を認めていただきたい。 また、長期的な観点で、需要家の電力量データの取得につき、小売とアグリゲータ間に情報の非対称性が生じないように配慮いただきたい。</p>	<p>計量器については、計量法に適合していること、30 分計量に適合していること、調整力ベースラインの設定ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることが前提となり、30 分計量に対応していないメーターが設置されている需要家については、別途メーターの取替えが必要です。 一つの計量器に複数の事業者施設が関与している場合、様式 3-3 に記載いただく、それぞれの供出電力 (kW) の合計値が、当該設備の設備容量を超過するものでないこと、それらが明確に区分できること、それぞれの計量が明確に区分できることが必要です。別途のメーター設置を含め、これらを確認できる内容を様式 3-3「具体的供出方法」や「電源設備または負荷設備の仕様」に具体的に記載してください。 実績電力量については、原則として、一般送配電事業者が当該需要家の検診結果をもとに把握するものとし、これに必要な計量器等は一般送配電事業者が選定するものいたしますが、サブメータの採用可否については、当社が直接データを取得できることや料金精算に過剰な追加労力を要しないことを前提とし、具体的には、需要家等の状況 (計量器の種類・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。</p>
18	<p>電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P14 第 5 章 1. (4)</p>	<p>同需要家・同設備で万が一に別応札者と重複してしまった際に、当該設備で容量の切り分けができない限り、当該需要家に関するの応札すべてが無効になるという認識で間違いありませんか。 その場合、追加募集などがあった場合、その需要家自体にも参加不可としモラルハザードを防止いただけるように追記をいただきたいです。</p>	<p>複数の応札者が同一の設備 (または需要家) を用いて応札され、当該設備から供出される、それらの供出電力 (kW) の合計値が、当該設備の設備容量を超過する場合、当該設備 (または需要家) を用い応札した全応札者に対し当該設備 (または需要家) を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。(契約電力が設備容量を超過していない場合かつ契約電力供出の妥当性が確認できる場合は必ずしも当該応札全体を無効とするものではありません。) 具体的には、同一の設備 (または需要家) を他の応札案件と共有する場合は、それらの供出電力 (kW) と供出電力量 (kWh) が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの案件への供出電力 (kW) の合計値が、当該設備 (または需要家) 容量 (送電端値) 以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備 (または需要家) からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを様式 3-3 と併せて添付願います。(様式は問いません。) 同一設備 (または需要家) を共有する他の応札案件にも同様の資料を添付いただいた上で、それぞれの案件で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合 (それぞれの案件での当該設備 (または需要家) からの調整力供出 (電力 (kW) / 電力量 (kWh)) の確実性が確認できない場合) は、当該設備 (または需要家) を用い応札した全応札に対し、当該設備 (または需要家) を応札内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。) アグリゲータにおかれましては、上記内容についてあらかじめ需要家にご説明いただき、需要家によくご理解いただくとともに、このような重複が発生しないように事前に十分ご確認いただいたうえで、応札してください。 アグリゲータと需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。</p>

19	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P16 第 5 章 1. (6)	<p>(原案) 最低入札容量 +1,000kW、最低入札量は+1,000 kW (修正案) ①最低入札容量 +1,000kW、最低入札量は+1,000 kW に以下を追加 ②契約調整力に関する月別・時間帯区分別の設定実施 【理由】① (原案通り) ②送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I-a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I-b に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース (空調・照明等) の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考え</p>	<p>①最低入札容量の 1,000kW は、当社の周波数制御・需給バランス調整システムでの最小単位をもとに設定しています。 ②発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期をベースに調達することとしています。なお、調整力の要件の細分化 (月別・時間帯別) については、検討に時間がかかるため今後の課題とさせていただきます。</p>
20	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P17 第 5 章 2. (1) □	<p>(原案) 簡易指令システムの詳細仕様等は現在検討中です。決定次第、公表いたします。 【意見】簡易指令システムの詳細仕様等について、検討終了次第、本項に定める内容について、意見募集を行っていただきたい。</p>	<p>簡易指令システムについては、バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討を進めている共通基盤システムの仕様を採用する予定です。 当該共通基盤システムに関するご意見・お問い合わせについては、上記実証事業の中で受け付けられるものとされており、一般財団法人エネルギー総合工学研究所までお問い合わせください。 エネルギー総合工学研究所 お問い合わせリンク <https://www.iae.or.jp/inquiry/></p>
21	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P18 第 5 章 3. (1) ハ (イ)	<p>(原案) 当該復帰指令については、電話などで連絡を想定しておりますが、既存インフラなどを効率的に実施可能な場合は、別途協議いたします。 (質問) 当該復帰指令には、簡易指令システムが活用される可能性はあるのか、また、その場合のオンライン応札者の条件を明確にしてください。</p>	<p>簡易指令システムにて応札される場合、調整実施後 3 時間以内に、当社から復帰指令を行う場合の扱いについては、簡易指令システムによる指令となります。なお、復帰指令については、当該電源 I' 募集要綱 第 5 章 2. (1) (ロ) a. (a) に記載の調整実施指令変更信号にて実施の予定です。</p>
22	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P23 イ 入札書 (様式 1)	<p>(原案) 調整力契約電力 ●kW (修正案) 調整力契約電力に関する月別・時間帯区分別の設定実施 【理由】送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I-a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I-b に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース (空調・照明等) の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考え</p>	<p>発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期をベースに調達することとしています。なお、調整力の要件の細分化 (月別・時間帯別) については、検討に時間がかかるため、今後の課題とさせていただきます。</p>
23	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P29 応札様式 3-3	<p>契約電源設備または負荷設備の使用についての詳細の記載に関して簡素化をしていただけないでしょうか。</p>	<p>様式 3-3 においては、前年度に比べ、調整力必要上、必要性の薄い「使用目的」や「工場内総容量」、「常時負荷率」の項目を削除し、簡素化を行っております。その他の項目については、調整力供出の確実性・妥当性を確認する観点から記載をお願いしております。</p>

24	電源 I ' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P29 八-3 様 式 3-3	<p>(原案) アグリゲータが集約する需要家等の一覧を提示</p> <p>(修正案) アグリゲータが集約する需要家等の一覧のうち、需要家を特定する住所、供給地点番号等の記載提示を応札時は求めない</p> <p>【理由】 需要家名簿を募集期間 1 か月で準備・提出することは困難であり、かつ、需要家に対して落札前にも係らず、提出書類への記載に関して承諾を依頼することは困難であるため。落札候補者が応札量を確保できなくなる場合のリスクは、ペナルティ等、事前の取決めを行っておくことで防げるものと考え。</p>	<p>第 19 回 制度設計専門会合 (資料 3-1) にてご説明させていただきましたように、昨年度の他社実績において、複数のアグリゲータが同一の需要家を重複して応札されたことを踏まえ、当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、必要な調整力を確実に確保する観点から、同様の事象を未然に防止するため、アグリゲータさまには需要家を特定する住所、供給地点番号等の記載をお願いしております。</p>
25	電源 I ' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P29 第 6 章 八 - 3	<p>(質問) 電力・ガス取引監視等委員会第 20 回制度設計専門会合にて、送配電事業者から下記の発言があった。</p> <p>「DR 事業者が需要家を集めるうえで、少しでも負担を軽減するために、需要家リストに記載する情報をできるだけ簡略化・軽減をする」</p> <p>この発言を受けて、様式 3-3 が応札時の需要家リストであると認識しているが、応札時に求められる簡略化・軽減された必要情報を具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>様式 3-3 においては、前年度に比べ、調整力必要上、必要性の薄い「使用目的」や「工場内総容量」、「常時負荷力率」の項目を削除し、簡素化を行っております。その他の項目については、調整力供出の確実性・妥当性を確認する観点から記載をお願いしております。</p>
26	電源 I ' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P30 第 6 章 二	<p>(原案) 契約申込された電源 I ' 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>(質問) 当該エビデンスは具体的にどのような資料の提出が求められるのかご教示ください。また、発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。(例えば運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。また、供出能力の評価単位は各需要家ではなくアグリゲータ単位で評価していただきたい。)</p> <p>試験結果となる電力量の実績値を取得するのが発動試験の 2 ヶ月後と想定すると、例えば夏季開始の 5 月頃に発動試験が実施されるという理解でよいか。</p> <p>【理由】エビデンスの提出、発動試験の実施、どちらもコストと時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことをご検討いただきたい。</p>	<p>DR を活用して契約を希望される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR 実証事業などへの参画実績等のエビデンスをご用意ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出いただきます。</p> <p>上記に掲げるエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあるとさせていただきますが、具体的な省略の可否については、応札時(および契約協議の中で追加で)ご提出いただける書類等の内容を踏まえ判断させていただきます。</p> <p>調整力発動試験については、その詳細な時期や方法(確認項目・内容等)について別途協議・取決めのうえ、契約前に実施させていただきます。</p>

27	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P33 第 7 章 (全般)	<p>(原案) kW 単価のみで落札事業者を決定 (kW 単価で評価された落札事業者が kWh 契約を締結する仕組み) (修正案) kW 単価だけでなく kWh とトータルでのコスト評価で落札事業者を決定する 【理由】kW は安いですが kWh が高い事業者を選定することにつながり、結果的にトータルコストで安価な事業者を落札しないことにつながる。(現行の kWh 契約は、kW 評価のみでの落札事業者に対して調整力電源の運転に必要なコスト(起動費、運転費等)を支払うため。) kW 単価だけで評価すると減価償却が進行した固定費等、安価なケースのみが評価を受けてしまう(新規参入者等が新たに投資した固定費の競争力がなくなる)ため。</p>	<p>電源 I' の応札案件の選定において、従来、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づき、kW 価格のみで評価することとしておりましたが、第 2 2 回 制度設計専門会合でご指摘を受けたことから、第 2 3 回 同会合での議論を踏まえて、kW 価格と kWh 価格による総合評価に見直しをしております。</p> <p>詳細な応札案件の評価方法につきましては電源 I' 廠気象対応調整力募集要綱をご確認いただくようお願いいたします。</p> <p><参考 一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方 抜粋> 「4. (6) ①原則的な評価の基準(電源 I')」にて「電源 I' について、発電事業者等による応札の結果、落札者を決めるに当たった原則的な評価の基準は、コストの適切性の観点からは当然に容量(kW) 価格であり、当該価格の低い応札者から順番に、必要量に達するまで落札することとなる」</p> <p><参考(電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合(第 2 3 回) 資料 4 抜粋)> なお、昨年定められた公募ガイドライン(「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」)においては、原則的な評価の基準は、容量(kW) 価格である旨の記載があるが、本案は、廠気象対応の調整力である電源 I' のトータルとしてコストを最小化することを目指したものであり、評価基準は明確に定められ、公平性も確保されていることから、問題ないと考えられる。</p>
28	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P36 第 8 章 1 (1) (二)	<p>(意見) ネガワット調整金については、直接協議スキームではなく、第三者仲介スキームを検討していただきたい。 【理由】利害が対立する関係にある小売事業者とアグリゲータ事業者が適切に協議するのが困難なだけでなく、双方の機密情報の保護に基づき、公正・公平な競争環境の整備という観点からも、第三者が仲介してネガワット調整金を処理するべきと考える。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワットガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売 X の需要家に対する小売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売 X とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売 X に対して支払う調整金(ネガワット調整金)について契約において規定する必要がある。」とされているとおり、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。</p>
29	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要綱 (案) P38 第 8 章 1. (5)	<p>【確認】DR を活用した契約を希望する場合には、貴社において計量機を用いた計量を行うという理解でよいか。</p>	<p>本募集要綱に基づく契約においては、原則として当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算します。なお、計量器の取扱いについては、本調整力募集要綱 第 8 章 1. (5) 計量器の内容をご確認下さい。</p>
30	電源 I' 廠気象 対応調整力募 集要項 (案) P43 第 9 章	<p>需要抑制量の算定は、予め取り決めたガイドラインのベースラインを基に算出とわかりますが、最終的に調整力の結果の算出の仕方についてご教示ください。 例) 30 分値での評価等</p>	<p>電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (DR) の第 13 条に記載の通り、調整電力量は、接続対象計画差対応補給電力量(託送供給等約款 30 (19))と同様に契約電源等ごとに、30 分ごとの調整力ベースライン(仮に本契約にもとづく調整力を提供しなかった場合に想定される負荷消費量等の合計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの)による電力量から実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたものを減じた値を 30 分値と定義したうえで、乙が求めた調整開始時刻を含む 30 分値から調整終了時刻を含む 30 分値までのすべての 30 分値を合計して算出するものとします。(損失率は約款にもとづくものとします。)</p>

31	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P17 第 5 章 2. (1) □	簡易指令システムに関しては決定次第公表と いうことですが、公表～応札までの期間次第で はオンライン応札かオフライン応札かの判断が 困難になる可能性がある。 万が一、簡易指令で応札した結果何らかの 理由によりできない、または間に合わない場合 などのやむを得ない事由に対し、配慮措置をご 検討いただけますでしょうか。	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 5 章 1 (3)に記載の通り、応札時点で営業運転を開始し ていない電源等、および当社とオンライン信号 (た だし、簡易指令システムを用いたものを含みます。) の送 受信を開始していない電源等 (オンライン条件で応札 された電源等に限り) の場合、電源 I ' 厳気象 対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要 な対応工事・試験が完了していることが必要です。やむ を得ず契約期間開始日までに必要な対応工事・試験 が完了していない場合の取扱いについては、必要に応 じて別途協議いたします。
32	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P18 第 5 章 3. (1) ハ (イ)	(原案) 当該復帰指令については、電話な どで連絡を想定しておりますが、既存インフラな どを用い効率的に実施可能な場合は、別途 協議いたします。 (質問) 当該復帰指令には、簡易指令シ ステムが活用される可能性はあるのか、また、そ の場合のオンライン応札者の条件を明確にして いただきたい。	簡易指令システムにて応札される場合、調整実施後 3 時間以内に、当社から復帰指令を行う場合の扱い については、簡易指令システムによる指令となります。な お、復帰指令については、当該電源 I ' 募集要綱 第 5 章 2. (1) (□) a. (a) に記載の調整実施 指令変更信号にて実施の予定です。
33	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 様式 3 - 3	[意見]アグリゲーターの場合、応札時の需要 家リストの差し替えを許容頂けないか。 [理由]応札後の差し替えであれば、確保量に 問題は無く、需要家重複ケースも確認すること で避けられると考える。	第 19 回 制度設計専門会合 (資料 3-1) にてご 説明させていただきましたように、当社は、一般送配電 事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調 整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることか ら、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家 の確保 (確保いただいている需要家について応札) を お願いいたします。 応札後、やむを得ない事情により当初記載していた 需要家をリストから除外せざるをえない場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の確実な供出が可能で あることを前提とし、別途協議したうえで、当社が問題 ないと判断した場合に限り、当該需要家に代わる需要 家をリストに記載することを認めます。
34	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 様式 3 - 3	[意見]アグリゲーターの場合、応札時の需要 家リストの追加は問題ないと考えてよいか。 [理由]第 19 回制度設計専門会合にて、 「応札以降、追加することは可能。」とあるた め。	第 19 回 制度設計専門会合 (資料 3-1) にてご 説明させていただきましたように、当社は、一般送配電 事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調 整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることか ら、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家 の確保 (確保いただいている需要家について応札) を お願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは 可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力 契約電力の変更はできません。)
35	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 様式 3 - 3	[意見]応札時に提出する条件のうち、様式 3 - 3 の具体的供出方法、契約者からの指示 手段、電源設備・負荷設備の仕様、各需要 家の供出電力、電源等種別、は不要と考える ため要件から除外頂きたい。 [理由]当様式については、需要家の特定がで きればよいと認識している。そのため、上記の項 目は不要と思われる。第 20 回制度設計専 門会合にて、「提出頂く情報については、必要 最小限なものとなるよう精査する。」との記載が あるため。	当社は一般送配電事業者として周波数維持等の義 務があり、必要な調整力を確実に確保する観点から必 要な情報であるため、アグリゲータさまには具体的供出 方法、契約者からの指示手段、(必要最低限の) 電 源設備・負荷設備の仕様、各需要家の供出電力、電 源等種別の記載をお願いしております。

36	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P.18 第 5 章募 集概要 3. (1) 運用要 件 ハ(イ) 原則 3 時間提供可 能	[意見]昨年度、今年度と実施されている D R 実証のルールに合わせ、D R については原則 2 時間提供可能としてはどうか。 (一昨年度の D 実証においては 1 時間前 通知が 2 時間継続、昨年度の D R 実証にお いては 4 時間前通知が 2 時間継続)	原則 3 時間の提供可能時間の根拠は、厳気象需 要の 103%が平年最大 3 日平均需要の 108%に火 力発電機等による過負荷運転等を加えた供給力を超 過する時間帯を需要カーブから算出した結果です。な お、応札については、3 時間よりも短いものでも可能で すが、基準に満たないものについては、落札評価で考 慮いたします。
37	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) p.17 第 5 章募 集概要 2. (1) 設備要 件 (ロ)	[意見]簡易指令システムは V P P 実証にて 利用している Open-ADR 2.0b も許可する ものとして頂きたい。 [理由]既に実証で検証しているシステムに問 題も見られず、複数の事業者が既にシステムを 所有しているため。	今年度実施している、バーチャルパワープラント構築 実証事業においては、Open-ADR 2.0b に準拠し、 調整力公募でも同様に採用となります。ただし、今年 度後半に実施のバーチャルパワープラント構築実証事 業の結果、必要があれば見直しを行います。 当該共通基盤システムに関するご意見・お問い合わせ については、上記実証事業の中で受け付けられるも のとされておりまして、一般財団法人エネルギー総合 工学研究所までお問い合わせください。 エネルギー総合工学研究所 お問い合わせリンク < https://www.iae.or.jp/inquiry/ >
38	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 第 5 章 1. (5)	[意見] 1 事業者からの複数入札は問題ない か。 [理由] D R 電源をコスト別に分けた場合、費 用に差をつけることができ安価な調整力調達に 繋がると考える。	本要綱 (案) におきましては、需要設備とアグリゲ ータを併せて 1 つの契約電源等と定義しております。1 つの契約電源等を (重複せず) 分割して応札するこ とを本要綱では「複数入札」と呼んでおります。同一の公 募への複数入札においては、禁止しておりますが、同一 の事業者であっても別の契約電源と (アグリゲータを含 め) 見做せる場合、それぞれの札を同一の公募の応 札いただくことは可能です。
39	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) 第 5 章 2. (1)	上記に加え、複数事業者・同一システムから の簡易指令システムの利用は問題ないか。 [理由]既存システムを同一利用することでコス ト削減に繋がると考える。	簡易指令システムについては、バーチャルパワープラ ント構築実証事業にて検討を進めている共通基盤シス テムの仕様を採用する予定です。 複数事業者ならびに複数アグリゲータの同一システム使用 可否については、上記実証事業の中で受け付けられる ものとされておりまして、一般財団法人エネルギー総 合工学研究所までお問い合わせください。 エネルギー総合工学研究所 お問い合わせリンク < https://www.iae.or.jp/inquiry/ >
40	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案)	(要望) ネガワットとポジワット、公募上異なる メニューでの募集をしていただきたい。 [理由]ネガワットとポジワットでは、調整力の創 出方法が異なるため。またこれにより、評価方 法についても別に取り扱うことが可能となるた め。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力 の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応 札可能な要件や契約条件となっており、発電事業 者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされて いることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定して おりません。
41	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P3 第 2 章 1. (11))	(原案) 第三者へ譲渡するときは、あらかじめ 相手方の承認を受けるものとします。 (質問) 譲渡対象となる落札案件の内容に 変更は生じないという前提で、落札者が第三 者へ譲渡する際の交渉及び関連する条件 (例: 落札者が応札準備に要したコスト等を 考慮した譲渡費用等) は、両者間の協議に 委ねられるという理解でよいか。"	ご意見に例としてご記載のような内容については、両 者間で協議して調整いただくものと考えられますが、契 約書に「(契約の承継) 第 17 条 甲または乙が、 第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契 約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あ らかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方 の承認を受けただうで、本契約をその承継者に承継さ せるものとする。」と記載のとおり、予め相手方 (当社) の承認を得ていただく必要があります。

42	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P11 第 4 章 1.)	<p>(原案) ③入札募集 …入札書を作成し、10/●までに応札してください。 (修正案) ③入札募集 …入札書を作成し、11/30 までに応札してください。 【理由】応札時に需要家を確保しておく必要があるため、需要家獲得の期間を十分に確保できるように配慮いただきたい。最低でも、応札締切を昨年度と同様の時期に後ろ倒ししていただきたい。”</p>	<p>需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えておりますので、12 月 19 日までの入札募集といたします。 今年度の公募は、公募前の早い時点（7 月 10 日）で告知を行うなど、応札事業者が十分な準備期間を確保できるようにしております。また、需給検証等にも配慮したスケジュールとして、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。）</p>
43	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P14 第 5 章 1. (4))	<p>(原案) 複数の応札者が同一の設備（需要家）を重複して用い、応札していることが判明している場合、当該設備（需要家）を用いた全応札に対し、当該設備（需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。 (修正案) 追記：ただし、複数の応札者による同一の設備（需要家）の重複応札が、応札する事業者の責とならない事由で判明し、契約電力が設備容量を超過した場合、別途代替設備（需要家）につき各応札者と協議し、必要に応じて契約電力を修正することとする。このとき、遅くとも夏季までに代替設備（需要家）の確保が確実と判断された場合、契約電力を変更しないこととする。なお、応札時に複数の事業者と応札を試みた同一の設備（需要家）は、平成 30 年度の電源 I' 厳気象調整力の電源等対象外とする。 【理由】需要家の観点では、DR 事業者が支払う「価格」が契約の際の重要な判断基準になり、「価格」は落札後に確定することになる。したがって、事業者側から「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載禁止」の旨を説明していても、落札結果が出て「価格」が確定した段階でより魅力的な DR 事業者を選ぼうとする可能性もある。落札価格が確定するまで待つために、ある事業者と契約交渉をしていることを他の事業者に開示せず、結果的に応札時に複数の DR 事業者のリストに同一需要家が重複する可能性もある。 上記のように、「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載」が応札する事業者の責でない」と判明した場合は、まず代替可能な需要家がいるのか、夏季までに確保できるのかも含め、協議する機会をいただきたい。その上で追加供出が確認できない場合は、応札案件を無効にするのではなく、当該同一需要家分の容量を差し引いた契約電力での応札としていただきたい。（契約電力の修正は、別項の調整契約電力でも認められているため）</p>	<p>当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をいただき、確実に供出できる調整力を電源 I' 厳気象対応調整力契約電力として応札して下さい。 当社としては、7 月からの契約期間において、電源 I' 厳気象対応調整力を公募しており、応札時点において契約電力の供出の妥当性が確認できない場合、公募の透明性にも鑑み、当該応札は無効とさせていただきます。 アグリゲータと需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。 アグリゲータは電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱 第 8 章 1. (1) に記載の要件を満たしていただきます。 (複数の応札者が同一の設備（または需要家）を用いて応札され、当該設備から供出される、それらの供出電力 (kW) の合計値が、当該設備の設備容量を超過する場合、当該設備（または需要家）を用い応札した全応札者に対し当該設備（または需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。アグリゲータにおかれましては、上記内容についてあらかじめ需要家にご説明いただき、需要家によくご理解いただくとともに、このような重複が発生しないように事前に十分ご確認いただいたうえで、応札してください。)</p> <p>調整契約電力は落札案件の選定にあたり、電源 I' 厳気象対応調整力要綱 第 7 章 3. ステップ 4 の後段において、調達費用を最小とする観点から、契約電力の一部切出しに応じていただける案件の切出し可能電力のことを指し、応札時に申し出いただくものであって、応札後の契約電力の修正を意味するものではありません。</p>

44	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P14 第 5 章 1. (4))	(質問) 異なる応札者が、同一の需要家施設における別の設備 (例えば自家発 A と自家発 B) を分けて応札した場合の取り扱いをご教示いただきたい。"	異なる応札者が、同一の需要家施設における別の設備 (例えば自家発 A と自家発 B) を分けて応札することも可能ですが、それぞれの供出電力 (kW) の合計値が、当該設備の設備容量を超過するものでないこと、それらが明確に区分できること、それぞれの計量が明確に区分できるよう、様式 3-3「具体的供出方法」や「電源設備または負荷設備の仕様」に具体的に記載してください。
45	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P14 第 5 章 1. (4) 八)	(原案) …30 分計量の可否等 (修正案) ただし、当社託送供給等約款にもとづく計量器が電源 I' 運用に適合していない場合、別途協議の上アグリゲーターが任意で設置するサブメーターで代替することも可能とする。 【理由・質問】需要家のネガワット供出可否を判断する際に、30 分電力量のデータは必須になるが、30 分計量に対応していないメーターが設置されている需要家や、一つの計量器に複数の事業者施設が関与している場合、具体的にどういったエビデンスをもって電源 I' の供出能力及び参加可否を判断し、応札時に需要家確保とすればいいのかご教示いただきたい。(30 分計量ができない需要家が参加不可の場合、その旨ご教示いただきたい。) また、実際の運用において当該需要家が発動された場合や 30 分電力量データに異常値・破損等が確認できた場合、アグリゲーターが設置するサブメーターが計量する電力量データの採用をバックアップとして認めていただきたい。また、長期的な観点で、国内 DR 市場の拡大に向けて、需要家の電力量データの取得につき、小売事業者とアグリゲーター間に情報の非対称性が生じないように配慮いただきたい。"	計量器については、計量法に適合していること、30 分計量に適合していること、調整力ベースラインの設定ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることが前提となり、30 分計量に対応していないメーターが設置されている需要家については、別途メーターの取替えが必要です。 一つの計量器に複数の事業者施設が関与している場合、様式 3-3 に記載いただく、それぞれの供出電力 (kW) の合計値が、当該設備の設備容量を超過するものでないこと、それらが明確に区分できること、それぞれの計量が明確に区分できることが必要です。別途のメーター設置を含め、これらを確認できる内容を様式 3-3「具体的供出方法」や「電源設備または負荷設備の仕様」に具体的に記載してください。 実績電力量については、原則として、一般送配電事業者が当該需要家の検診結果をもとに把握するものとし、これに必要な計量器等は一般送配電事業者が選定するものといたしますが、サブメーターの採用可否については、当社が直接データを取得できることや料金精算に過剰な追加労力を要しないことを前提とし、具体的には、需要家等の状況 (計量器の種類・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。
46	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P18 第 5 章 3. (1) 八 (イ))	(原案) 当該復帰指令については、電話などで連絡を想定しておりますが、既存インフラなどを用い効率的に実施可能な場合は、別途協議いたします。 (質問) 当該復帰指令には、簡易指令システムが活用される可能性はあるのか、また、その場合のオンライン応札者の条件を明確にいただきたい。調整実施後 3 時間以内に復帰指令が行われた場合は、発動回数 1 回としてカウントされるのかご教示いただきたい。"	簡易指令システムにて応札される場合、調整実施後 3 時間以内に、当社から復帰指令を行う場合の扱いについては、簡易指令システムによる指令となります。なお、復帰指令については、当該電源 I' 募集要綱 第 5 章 2. (1) (ロ) a. (a) に記載の調整実施指令変更信号にて実施の予定です。 なお、頂戴したご意見の部分については簡易指令システムの導入を前提としていますが、簡易指令システムの仕様については下記のリンク< 3. 簡易指令システムについて > をご確認ください。なお、調整実施後 3 時間以内に復帰指令が行われた場合においても、発動回数 1 回とカウントいたします。 簡易指令システムについて リンク < http://www.kepco.co.jp/corporate/partner/reserve/index.html >

47	電源 I ʼ 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P29 第 6 章 ハ-3)	<p>(質問) 電力・ガス取引監視等委員会第 20 回制度設計専門会合にて、送配電事業者から下記の発言があった。 「DR 事業者が需要家を集めるうえで、少しでも負担を軽減するために、需要家リストに記載する情報をできるだけ簡略化・軽減をする」 この発言を受けて、様式 3-3 が応札時の需要家リストであると認識しているが、応札時に求められる簡略化・軽減された必要情報を具体的にご教示いただきたい。また、「需要家の確保」の裏付けとなる需要家リスト (様式 3-3) の提出に加えて、応札時に供出可能な調整力の容量 (= 供出電力) を評価・判断されると理解しているが、供出電力の評価につき「入札書および添付書類 (該当する全様式)」以外に求められる追加提出物があれば具体的にご教示いただきたい。昨年度の公募では応札後に当該追加提出物が求められていたが、当該追加提出物は簡略化・軽減の対象となるのかご教示いただきたい。最後に、応札者が提出する全書類・資料をもって、どのように応札時の供出電力が評価・判断されるのか具体的にご教示いただきたい</p>	<p>様式 3-3 においては、前年度に比べ、調整力必要上、必要性の薄い「使用目的」や「工場内総容量」、「常時負荷力率」の項目を削除し、簡素化を行っております。その他の項目については、調整力供出の確実性・妥当性を確認する観点から記載をお願いしております。</p> <p>追加提出物の要否については、入札書および添付書類の内容を踏まえて判断いたしますが、基本的に募集要綱に様式として求めている入札書および添付書類に必要な事項を記載いただければ、応札後に追加提出物をご提出いただく必要はないかと考えております。なお、昨年度の弊社公募実績においては、応札後に追加提出物を求めることはございませんでした。</p> <p>また、具体的な応札時の供出電力の評価・判断ですが、需要家 (電源設備や負荷設備) が他応札案件と重複していないか、様式 3-3 の「電源設備または負荷設備の仕様」に記載いただいている全需要家等の供出電力の合計が契約電力を上回っているか、遮断対象の負荷容量とその遮断点電圧 (電源容量と接続点電圧) から供出電力が不当なものでないかなどから評価・判断します。</p>
48	電源 I ʼ 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P30 第 6 章 二)	<p>(原案) 契約申込された電源 I ʼ 厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>(質問) 上記質問にも関連してくるが、① 応札時に事業者が提出する全ての書類・資料をもって落札事業者と落札容量が決定され、その上で、② 落札後から契約開始までの間に落札事業者の「調整力供出能力・性能」を確認するためのエビデンスの提出、運転実績、もしくは調整力発動試験の実施が求められると理解しているが、当該エビデンスとしてどのような提出物が求められるのか、当該エビデンスをベースにどのように「調整力供出能力・性能」を評価・判断するのか、それぞれ具体的にご教示いただきたい。</p> <p>また、エビデンスの提出の代わりに発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。例えば下記の通り。</p> <p>(A) 運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。</p> <p>(B) 供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じように送配電事業者との対向試験という形でアグリゲータ単位で評価していただきたい。</p> <p>(C) 電力量の実績値を取得し試験結果が明らかになるのが発動の 2 ヶ月後ということを考慮すると、契約開始前のどの時期に試験が実施されるのかご教示いただきたい。</p> <p>(D) 発動試験で供出した調整力の容量が落札容量を上回った場合・下回った場合の取り扱いについてそれぞれご教示いただきたい。</p> <p>【理由】エビデンスの提出、調整力発動試験の実施、どちらもコストと時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことをご検討いただきたい。どちらも需要家への事前説明・協力が必要になり、需要家の負担になるため。</p>	<p>「調整力供出能力・性能」を確認するためのエビデンスの提出、運転実績もしくは本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書は様式 6 として応札時にご提出いただく必要があります。</p> <p>DR を活用して契約を希望される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR 実証事業などへの参画実績等のエビデンスをご用意ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出いただけます。</p> <p>これらのエビデンスについては、事業者により準備できるものが様々であると考えられることからその評価方法などについて具体的に定めることはしていません。提出いただいた書類に記載の項目・内容を踏まえ、個別に評価・判断いたします。</p> <p>上記に掲げるエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあるとさせていただきます。具体的には、調整力発動試験の可否については、応札時 (および契約協議の中で追加で) ご提出いただける書類等の内容を踏まえ判断させていただきます。</p> <p>また、調整力発動試験については、応札いただいた内容 (電源 I ʼ 厳気象対応調整力契約電力など) の妥当性を確認することを目的としており、それを検証するための内容にて実施し、必要な項目を評価することと考えておりますが、その詳細な方法 (確認項目・内容等) について別途協議・取決めの上で、実施させていただきます。</p>

49	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) (P36 第 8 章 1 (1) (二))	<p>(意見) ネガワット調整金については、直接協議スキームではなく、第三者仲介スキームを検討していただきたい。</p> <p>【理由】利害が対立する関係にある小売事業者とアグリゲータ事業者が適切に協議するのは困難だけでなく、双方の機密情報の保護に基づき公正・公平な競争環境の整備という観点からも、第三者が仲介してネガワット調整金を処理するべきと考える。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワットガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売 X の需要家に対する小売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売 X とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売 X に対して支払う調整金 (ネガワット調整金) について契約において規定する必要がある。」とされているとおり、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。</p>
50	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P1,P5,P7 第 1 章 2, 第 3 章 1(5) 2(7)(8)	<p>調整力の供出機会として、「10 年に 1 度の猛暑時等需給ひっ迫時」との記載があるが、“等”と記載することでどのような状況でも発動可能と捉えることが可能と読める。需要家への説明にあたって“等”の要件を明示していただきたい。また、“10 年に 1 度の猛暑時需給ひっ迫”とは具体的にどのような状況か、御社の予備率で言えばどのような状況を指すのかご教示いただきたい。</p>	<p>電源 I ' の募集要綱に「主に 10 年に 1 度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するために (以下、省略) 」との記載がありますが、これはあくまでもそのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するために、このような考え方に基づき必要量を算定しています。一方、実運用断面においては、可能なリソースを運用の中で、効率的・効果的に活用することを志向するため、発動する状況としては厳気象時だけでなく、年間を通じて発動する可能性があります。</p>
51	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P16 第 5 章 1(7)	<p>上限価格の設定について何かしらの基準はないのか。例示 (例えば、電源 I の平均落札価格等) すらされない場合、応札者の応札額低減のみを目的としているのか。</p>	<p>公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。</p>
52	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P34 第 7 章 3	<p>【ステップ 2】のただし書きにおいて、「本項目で加点された場合・・・停止可能日数を 50 日として考慮します。」と記載があるが、指令から調整までの時間が短いものまで同様の扱いとなるのか。</p>	<p>加点項目 1 の指令から調整までの時間が短いもの (1 時間未満) は記載の扱い (停止可能日数を 40 日とする) と致しません。本文が誤解を与える記載のため、以下のように修正させていただきます。 (修正前) ただし、本項目で加点された場合… (修正後) ただし、加点項目 2 で加点された場合…</p>
53	電源 I ' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P37 第 8 章 1(4)	<p>送配電事業者からの指令により調整を行なうにもかかわらず、申出単価に上限を設ける理由はなにか。また、なぜインバランス単価を上限とするのか。エリア内の各小売事業者の確保すべき供給力の不足に起因するのであれば、調整力量を確保できていない小売事業者への調整力の卸供給と考えることも可能であり、発動時間帯の J E P X 価格を上限と考えることもできるのではないか。</p>	<p>第 20 回 制度設計専門会合 (H29.7.28) において一般送配電事業者として、電源 I ' の上限価格 (kWh) は実際に発動を受けないような単価設定によるフリーライドの虞があり、あまりにもリスクが大きいためから上限価格を設定しております。</p> <p>また、電源 I ' の上限価格 (kWh) について、第 23 回 制度設計専門会合の資料 4 のとおり見直しを行っております。申出単価については、発電事業者等が入札時に申請した上限価格 (kWh) を越えない範囲で、個別に自らの燃料費等のコストを勘案した電力量 (kWh) 価格を一般送配電事業者へ申し出て頂きます。これにより、燃料費等の変動する費用を電力量 (kWh) 価格に適宜・適切に反映できる仕組みとしております。また、電源 I ' 厳気象対応調整力は、一般送配電事業者が、年間の固定費をお支払いして確保させていただくものであり、必ずしも発動時間帯のみの J E P X 価格でその kWh 価値を評価すべきではないと考えます。</p> <p>第 23 回 制度設計専門会合 リンク</p> <p>< http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/023_haifu.html></p>

54	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P30 第 6 章 1.(3)二 (様式 6)	「※運転実績等のない場合は、本要綱で求める・・・」とあるが、貴社との瞬時調整契約等の契約実績がない需要家を集約して DR として応札する場合、具体的にどのような書類が必要となるのか。	DR を活用して契約を希望される場合、過年度の調整力契約実績、DR 実証事業などへの参画実績等のエビデンスをご用意ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出してください。 なお、上記に掲げるエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。
55	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P30 第 6 章 1.(3)二 (様式 6)	「調整力発動試験を省略することがあります」と記載されているが、落札後に貴社から省略する旨連絡があるのか。	調整力発動試験の省略有無については、落札後、契約協議の中で、判断・調整をさせていただく予定です。
56	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P9 第 3 章 4.(1)	今年度同様、給電所とのホットラインは専用線オンライン指令の扱いとなるか	専用線オンライン指令は、当社中央給電指令所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、電源等へ出力調整を指令することを指すため、当社給電制御所とのホットラインは専用線オンライン指令の扱いとはいたしません。
57	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P14 第 5 章 1. (5)	(質問事項) 同一需要場所で、重複しない複数分割した容量を、複数のアグリゲーターに割り当て、設備容量を超えない範囲で、複数アグリゲーターが同一募集枠へ入札することは可能という理解で良いか？できないとするならば、理由をご教示いただきたい。	異なる応札者が、同一の需要家施設における別の設備（例えば自家発 A と自家発 B）を分けて応札することも可能ですが、それぞれの供出電力（kW）の合計値が、当該設備の設備容量を超過するものでないこと、それらが明確に区分できること、それぞれの計量が明確に区分できるよう、様式 3-3「具体的供出方法」や「電源設備または負荷設備の仕様」に具体的に記載してください。
58	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P34 第 7 章 3	アグリゲーター傘下に指令応動時間が 3 時間の DR 設備と 1 時間の DR 設備が混在する場合、1 時間の容量分加点評価もしくは、複数入札を可能としていただきたい。 (理由) 1 時間でできるものも 3 時間に揃えて応札することとなり、本来評価されるべき対象がされなくなってしまうため。	当社からの指令は契約電源等单位（即ち、DR を活用した案件についてはアグリゲータ毎）で行います。ご記載の例においては、アグリゲータとしては、指令受信から調整実施までの時間は 3 時間として電源 I' 厳気象対応調整力契約電力を供出いただくことになると認識されますので、その条件にて当該案件を評価いたします。 また、本要綱におきましては、需要設備とアグリゲータとを併せて 1 つの契約電源等と定義しており、1 つの契約電源等を（重複せず）分割して応札することを本要綱では「複数入札」と呼んでおります。同一の公募への複数入札においては禁止しておりますが、同一の事業者であっても別の契約電源と（アグリゲータを含め）見做せる場合、それぞれの札を同一の公募の応札いただくことは可能です。

59	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱(案) P37 第 8 章 1. (4)	<p>(要望) インバランス単価<(調整単価+ネガワット調整金-買電減)の場合は(ネガワット調整単価+ネガワット調整金-買電減)にしたい。</p> <p>(理由) インバランス価格によっては、対応すればするほどアグリゲーター、需要家に損失が出てしまうため、DR のインセンティブがあるとは言い難い。</p>	<p>第 20 回 制度設計専門会合 (H29.7.28) において一般送配電事業者として、電源 I' の上限価格 (kWh) は実際に発動を受けないような単価設定によるフリーライドの虞があり、あまりにもリスクが大きいためから上限価格を設定しております。</p> <p>また、電源 I' の上限価格 (kWh) について、第 23 回 制度設計専門会合の資料 4 のとおり見直しを行っております。申出単価については、発電事業者等が入札時に申請した上限価格 (kWh) を越えない範囲で、個別に自らの燃料費等のコストを勘案した電力量 (kWh) 価格を一般送配電事業者に申し出て頂きます。これにより、燃料費等の変動する費用を電力量 (kWh) 価格に適宜・適切に反映できる仕組みとしております。</p> <p>また、ネガワット調整金につきましては、小売事業者とアグリゲータとの間で取り決められるものと認識しております。</p> <p><第 23 回 制度設計専門会合 リンク> http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/023_haifu.html</p>
60	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱(案) P37 第 8 章 1. (4) □	<p>(原案) 「また、当社からの上げ指令にも関わらず～」の文章</p> <p>(要望) ベースラインが妥当ではないと判断できる場合、精算は不要としていただきたい。</p> <p>(理由) DR の場合、お盆の後など発電等出力増になっている(発電している、節電している)にも関わらず、ベースラインの関係で下げ応動判定となってしまう場合が考えられる。</p>	<p>経済産業省策定のネガワット取引に関するガイドラインでは、ベースラインの設定を平日とそれ以外とに場合分けした上で、DR 実施日が平日の場合、直近 5 日間の各日の DR 実施時間帯の需要量の平均値と、直近 5 日間を通じた DR 実施時間帯の需要量の総平均値を比較して、総平均値の 2.5% よりも需要量が少ない日があった場合には、当該日を除く等、ベースラインの算定上考慮が適当ではない特異的な日は除外されるよう、ご懸念の点も配慮された考え方を示されていますと認識しております。</p> <p>電源 I' 厳気象対応調整力に係る契約を締結し、調整力を供出したとき、それを評価するとともに、適切に対価を精算する観点から、DR を活用した案件にはベースラインの設定が必要であり、上記ガイドラインもその主旨を踏まえて設定されていることから、DR を調整力として活用させていただく当社としても、当該ガイドラインに沿った形で、より妥当なベースラインについて、事業者と協議の上、取り決めていくこととしております。</p>
61	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱(案) P16 第 5 章 1. (6)、イ入札 書(様式 1) 関連	<p>原案に対し以下の様な修正を要望いたします。</p> <p>(原案) 最低入札容量+1,000kW、最低入札量は+1,000 kW</p> <p>(修正案) ①最低入札容量+1,000kW、最低入札量は+1,000 kW に以下を追加 ②契約調整力に関する月別・時間帯区分別の設定実施</p> <p>【理由】①(原案通り) ②送配電事業者は各月ごとの電力需要を元にした調整力を確保している。例えば電源 I-a は定量調達とし、調整力の内月別変動分を DR 活用しやすい I-b、I' に配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース(空調・照明等)の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考え。</p>	<p>①最低入札容量の 1,000kW は、当社の周波数制御・需給バランス調整システムでの最小単位をもとに設定しています。</p> <p>②発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期をベースに調達することとしています。なお、調整力の要件の細分化(月別・時間帯別)については、検討に時間がかかるため今後の課題とさせていただきます。</p>

62	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P 17 第 5 章 2. (1) (口)	(原案) 簡易指令システムの詳細仕様等は 現在検討中です。決定次第、公表いたしま す。 【意見】簡易指令システムの詳細仕様等につ いて、検討終了次第、本項に定める内容につ いて、意見募集を行っていただきたい。	簡易指令システムについては、バーチャルパワープラ ント構築実証事業にて検討を進めている共通基盤シス テムの仕様を採用する予定です。 当該共通基盤システムに関するご意見・お問い合わせ については、上記実証事業の中で受け付けられるも のとされており、一般財団法人エネルギー総合 工学研究所までお問い合わせください。 エネルギー総合工学研究所 お問い合わせリンク < https://www.iae.or.jp/inquiry/ >
63	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P33 第 7 章 (全般)	(原案) kW 単価のみで落札事業者を決定 (kW 単価で評価された落札事業者が kWh 契約を締結する仕組み) (修正案) kW 単価だけでなく kWh とトー タルでのコスト評価で落札事業者を決定する 【理由】kW は安い kWh が高い事業者を 選定することにつながり、結果的にトータルコ ストで安価な事業者を落札しないことにつな がる。(現行の kWh 契約は、kW 評価のみで の落札事業者に対して調整力電源の運転に 必要なコスト(起動費、運転費等)を支払う ため。) kW 単価だけで評価すると減価償却が進行し た固定費等、安価なケースのみが評価を受け てしまう(新規参入者等が新たに投資した固 定費の競争力がなくなる)ため。	電源 I' の応札案件の選定において、従来、「一般送 配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」 に基づき、kW 価格のみで評価することとしてお りましたが、第 2 2 回 制度設計専門会合で指摘を受けた ことから、第 2 3 回 同会合での議論を踏まえて、kW 価格と kWh 価格による総合評価に見直しをして おります。 詳細な応札案件の評価方法につきましては電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱をご確認いただくよう お願いいたします。 <参考 一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係 る考え方 抜粋> 「4. (6) ①原則的な評価の基準(電源 I')にて「電源 I' について、発電事業者等による 応札の結果、落札者を決めるに当たっての原則的な評価 の基準は、コストの適切性の観点からは当然に容量 (kW) 価格であり、当該価格の低い応札者から順 番に、必要量に達するまで落札することとなる」 <参考(電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門 会合(第 2 3 回)資料 4 抜粋)> なお、昨年定められた公募ガイドライン(「一般送配 電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」) においては、原則的な評価の基準は、容量(kW) 価 格である旨の記載があるが、本案は、厳気象対応の調 整力である電源 I' のトータルとしてコストを最小化する ことを目指したものであり、評価基準は明確に定めら れ、公平性も確保されていることから、問題ないと考えら れる。
64	電源 I' 厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P36 第 8 章 1. (1) □ (二)	(原案) 需要家と電力需給に関する契約等 を締結している小売電気事業者等が供給力 を確保するよう、当該小売電気事業者等とア グリゲータとの間で、適切な契約がなされて いること。 (※要望) 調整力公募期間中および期間 後を含み、本件に係る業務量の増大となら ないような仕組みを要望したい。また、需要 家と電力需給に関する契約等を締結してい る小売電気事業者等の供給力確保の問題 解決にあたっては、アグリゲータの需要家 獲得阻害とならないよう、送配電事業者 や第三者等による調整がなされる仕組 み等を要望したい。	ネガワット調整金については、ネガワット ガイドラインにおいて「需要削減が実施 されると、小売 X の需要家に対する小 売供給量が減少することから、小売 X は需要削減分の電気の調達費用を回収 できない。一方、ネガワット事業者は 当該需要削減分の電気を活用してビ ジネスを行うこととなる。そのため、 小売 X とネガワット事業者との間に 生じる費用と便益の不一致を調整す べく、ネガワット事業者が小売 X に対 して支払う調整金(ネガワット調整金) について契約において規定する必要 がある。」とされており、小売事業者 とネガワット事業者間で取引される べきものと考えております。

65	電源 I '厳気象 対応調整力募 集要綱 (案) P38 第 8 章 1. (5)	【確認】DR を活用した契約を希望する場合に ついては、貴社において計量機を用いた計量を行 うという理解でよいか。	電源 I '厳気象対応調整力 (kWh) 契約書 (D R) の第 13 条に記載の通り、調整電力量は、接続 対象計画差対応補給電力量 (託送供給等約款 30 (19)) と同様に契約電源等ごとに、30 分ごとの 調整力ベースライン (仮に本契約にもとづく調整力を 提供しなかった場合に想定される負荷消費量等の合 計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの) による電力量 から実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの を減じた値を 30 分値と定義したうえで、乙が求めた 調整開始時刻を含む 30 分値から調整終了時刻を 含む 30 分値までのすべての 30 分値を合計して算 出するものとします。(損失率は約款にもとづくものと します。)
66	電源 I 需給バラ ンス調整力募集 要綱 (案)、電 源 I '厳気象対 応調整力募集 要綱 (案)	電源 I 需給バランス調整力、電源 I '厳気象 対応調整力募集要項を通じ、以下を要望いた します。 (要望) ネガワットとポジワット、公募上異なる メニューでの募集をしていただきたい。 【理由】ネガワットとポジワットでは、調整力の 創出方法が異なるため。またこれにより、評価 方法についても別に取り扱うことが可能となるた め。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力 の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応 札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業 者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされて いることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定してお りません。

以上